

建設水道常任委員会

平成25年8月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○辻 善次	中川 靖広
紀 良治	小野 隆雄	木澤 正男
木田 守彦		
中西 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	乾 善亮
都市建設部長	藤川 岳志	建 設 課 長	川端 伸和
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	岡村 智生
観光産業課長	清水 修一	同 課 長 補 佐	手塚 仁
都市整備課長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	関口 修
上下水道部長	谷口 裕司	上下水道課長補佐	上埜 幸弘
下 水 道 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	井戸西 豊

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、木田委員

委員長

皆さんおはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

町長が出張されておりますので、副町長の挨拶をお受けいたします。

池田副町長。

副町長

（副町長挨拶）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木澤委員、木田委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関するることについて、①公共下水道事業に関するることについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関するることについてご報告させていただきます。

資料1をご覧くださいませでしょうか。

最初に、平成25年度の下水道工事箇所図によりまして、下水道工事進捗状況を報告させていただきます。

まず、町の主要な幹線工事でございます。

平成23年度から平成25年度までの3か年継続事業として取り組んでおります岡本汚水幹線2工区工事、図中赤色路線では、7月末にシールド工法による管渠築造が完了いたしております。

残る工事といたしまして、2区間の推進工事とシールド発進基地部分の復旧、各マンホール施設の築造、そして、舗装本復旧工事を今後進めてまいります。

次に、平成24年度から平成25年度までの2か年継続事業として取り組んでおります目安汚水幹線2工区工事、囟中水色路線では、2区間の推進工事が完了し、残る5区間について立坑築造と推進工事を順次進めてまいります。

次に、平成25年度の面整備工事でございます。

6月議会定例会におきまして工事請負契約の議決をいただき進めております稲葉西1丁目・2丁目地内の5工区－1工事、囟中黄色路線では、立坑の築造が完了し、今後推進工事を進めているところでございます。

次に、神南5丁目地内の4工区－2工事、囟中桃色路線、龍田4丁目地内の8工区－2工事、囟中紫色路線、龍田1丁目地内の6工区－2工事、囟中青色路線、法隆寺西3丁目地内の25工区－3工事、囟中オレンジ色路線につきましては、7月16日に入札を執行し、現在、家屋調査、地元調整等の施工計画協議を行っているところでございます。

また、法隆寺西3丁目地内の25工区－4工事、囟中緑色路線、阿波2丁目地内の16工区－4工事、囟中黄緑色路線につきましては、8月9日に入札を執行いたしました。今後、打合せ及び施工協議を行い、3月末の完成に向けて進めてまいります。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。

2枚目をご覧ください。

平成25年7月31日現在の状況でございます。平成25年度に入り、83件の接続申請をいただき、申請総数が2,798件、利用世帯総数が、3,181世帯となり、接続率は、64.8%となっております。

次に、融資あっせん利用数につきましては、前回の報告と同数の42件でございます。

また、浄化槽雨水貯留施設への転用申請は、2件を受け付け、申請総数が38件となっております。

今後も、公共下水道の整備拡大を図るとともに利用促進に努めてまい

りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備
課長 それでは、②の都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、報告をさせていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてであります。平成25年度末の稲葉車瀬区間の供用に向けての工事につきましては、7月4日に関係する自治会に対する工事説明会が開催されており、この8月19日から現地において工事着手されたところでございます。

次に、岩瀬橋西詰付近から三室交差点までの道路計画等についての地元調整の状況でございますけれども、三室交差点付近の道路構造について、8月9日に紅葉ヶ丘自治会関係役員7名の方に対しまして、奈良国道から説明がなされているところでございます。

また、今日までいかるがパークウェイに関する説明会の開催について、三室地区自治会において拒否の姿勢を示されておりましたが、先ほど副町長から申し上げましたように、このたび、8月10日に三室地区自治会の方々を対象に初めて地元説明会を開催させていただいたところでございます。説明会では、これまでの周辺の他の自治会との協議を進めてまいりました道路計画の概要が説明がなされております。なお、説明会

には40名の住民の方が参加いただいております。今後におきましても、三室地区自治会ならびに奈良国道とも十分調整を図りながら、道路計画についてご理解を深めていただけるよう地元対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、岩瀬橋西詰付近から三室交差点までの間では、今年度から計画的に用地取得を進められることになっておりまして、用地取得に必要な用地測量調査や物件補償調査を、今後、実施されていく予定と聞いており、現在、その準備作業が国において行われています。町といたしましても、当概区間において円滑に事業が推進できるよう、奈良国道事務所と連携を密に図りながら地元調整等に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、法隆寺線整備事業でございますけれども、国道25号取り付け部分において残っております1件につきましては、7月24日にマンション管理会社担当者から施設の配置計画の案の提案がございまして、協議を行ったところであります。現在、提供されました施設の配置計画案に基きまして、代替地として提供する範囲及び面積の確定を行うための作業を、委託している奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会によりまして進めていただいているところでございます。

以上、②の都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 8月10日に三室地区自治会のほうに説明会を開かれたということですが、参加された方からどんな意見とか質問とかが出たんでしょうか。

都市整備課長 一番大きな課題といたしましては、岩瀬橋から西詰、西側への最初の交差点、ちょうど西公民館へ行くところの、通ずる南北の道路なんですけれども、その交差点について、この地区では南北の自治会の範囲となっておるということで、自治会内の交流、往来もあり、また、南北の交

通量等も増加していることや、三室地区の住民の方々がパークウェイ本線に進入することになる交差点となるため、横断歩道の設置や信号の設置など、自治会として安全対策をとってもらうことが大きな課題ではないかという問題提起をされているところでございます。その他は、三室地区の西側の、ちょうど高架から降りてきたところの高さの関係とか、要は道路ができてきますんで、道路本線から上部に壁みたいな形で要はできますんで、そこまでの距離的に、住宅地からですね、民地からの距離がどの程度になるのかというようなお話がありました。それとあとは、今、計画段階ですんで、図面等は提供しないという形で、パワーポイントでご説明をさせていただいたんですけども、やっぱり手元にそういう図面は配布してほしいなというご要望をいただいております。その他、これはまあ、ご要望なんですけども、三室地区にとってどういうふうによくなるのかという話をもう少し具体的にしてもらいたいということと、住んでいる者がどんな道路にしたいという夢のある話として、反対者もそれであればよいという案を提示していかなければならないとかいうことなどの話が出ておりました。また、非常に平面図的なものでは計画がわかりにくいということで、ジオラマとかそういったものも使って、我々にもわかりやすいようなものにも配慮していただけないかなということでおっしゃってました。そういった内容でありました。その他数点ありましたけども、はい。

木澤委員　　これまで説明会を拒否されていた自治会が、今回、このようにいろいろ要望もおっしゃっていただいているという点については、地域の声にきちっと今後対応していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長　　他にございませんでしょうか。　辻委員。

辻委員　　今、同僚議員の質問で、交通安全対策ということで、西公民館に行くところの道路の安全対策というのを言われてますけども、今、通学路と

して利用されているのか、その辺はちょっとまだわかりませんか。子どもさんの通学、進む道路は、交差点は。

都市整備
課長 今、いかるがパークウェイのほうの工事を、昨年度からずっと進めているということで、ちょうど岩瀬橋の西詰が非常に複雑に切り替わっていきますんで、その当時から一応、今、仮にですけども、今、先ほど出ておりました交差点に交通誘導員をつけてそちらを通学していただいている。そして正規の通学路につきましては、岩瀬橋の西詰の信号機を使って通学をしていただいているということでございます。

辻委員 今、言われたように、今、反対されている地域が一応要望もされてますんで、できる限りある程度対策を、今の交差点の安全対策をやっぱり考えたってほしいということで、要望だけさせていただきます。

委員長 他にございませんでしょうか。 木田委員。

木田委員 法隆寺線の残存の1件についてですね、なんか地権者と話し合って、そして、公嘱協会になんか発注したとか言うて、言っちはりますねんけど、それはもう同意を得たということで、代替地っていうんですか、なんかその面積とかそういうなにを測るっちゃうかなんかで、公嘱協会のほうに依頼しておられるのか、まだそういう話は煮詰まってないねんけども、一応はそういう話を持って行って、公嘱協会のほうでそれやってもらって、また向こうへ持っていくというふうな形になるのか。もう今まとまっていますのかな、その話っちゃうのは。先いったら。

都市整備
課長 今現在ですね、先ほどちょっとご説明させていただいたように、向こうさんが考えておられる計画の提案があったということでですね、これにつきましては、マンション管理会社の担当者のほうからあったんですけども、当然、地権者との協議を経て進めておられるということで、地権者のほうの了解も得た上で、その計画に基づいてこれから考えていこ

うという段階に入ってきているのではないかというふうに思っております。

木田委員 公嘱協会がなんかいうて言ってはったのは、それは関係ないのかな。それは町の。

(「相手が提案してきてるやつの面積を測ってもうてはんねん」と呼ぶ者あり)

都市整備課長 今、申し上げました、その相手方が提案されました施設の配置計画等に基づきまして、公嘱協会さんのほうに一応その範囲と面積を出してもらおうという作業を進めていただいているということでございますので、よろしくご理解のほどお願いします。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、③の J R 法隆寺駅周辺整備に関することについてご報告させていただきます。

駅北口からの南北の町道 3 1 2 号線、5 号線と呼んでおりますところの整備の関係でございますが、路線東側で残っている 1 件につきまして、先ほど挨拶の中で副町長からも言われておりますけれども、去る 7 月 22 日に用地の売買契約の締結をいただいたところでございます。今後、取得用地内において支障となる物件等を撤去いただく予定となっております。

り、支障物件が撤去されましたら、町において、暫定的にこの部分を整備し、当該地南側と同様に歩行者等が通行できるよう開放してまいりたいというふうに考えております。

以上、③のJR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木田委員。

木田委員 今、残存物件ありますねんけども、それを撤去するということになると思いますねんけど、その東側のあれ、スーパーかなんか、法隆寺ストアの跡ちゅうんか、あれ更地になってますねんけど、そのほうの話も平行してやっておられるのかですね。それについてどうですか。

都市整備課長 今、おっしゃっているのは、事業地の東側で残っていて更地になっている部分の所の隣接地との話し合いが進んでいるのかというようなご質問やと思いますねんけども、一応、隣接地の方とは、土地の境界についても確認をされておまして、当初の目的であった建物の撤去等もされておりますので、そこらは一応話し合いが終わっているということで聞いておるところでございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 角っこの家ですね、あそこの、契約されたということですけども、道路にかかる部分を町として買収して、中途半端な形になってしまうのか、あそこ全部というんですかね、家全体を購入というか買収されたのか、どういう形での契約なのか。

都市整備課長 実際に用地を取得したところにつきましては、ちょうど道路計画にかかる一番。道路部分だけのやつなんで、はい。

木澤委員 今、進めている道路整備というのは、おっしゃっているように、かかるところだけ買うたということですが、もともとあそこ、東に向けても道路がかなり狭くなっていると思うんですけども、あそこを拡げるとかいう見通しってというのは持ってはるんでしょうか。

都市整備課長 今の路線から出た東西の道路ですね、あそこは一応6m計画道路という位置付けがありますので、今すぐどうのこうのということはありませんけども、建替え等があった等の段階でいろいろと用地の協力を求めていくというような対応をしていくというところです。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 申し訳ございません。今、井上課長が答弁させていただきましたように、あの路線につきましては6m計画道路ということでございまして、必要なところを今日まで、建替え等のあるときにですね、協力をいただきながら現在の状況になってきているのが実情でございます。それで今、委員がご質問いただきました当該部分につきましては、現在、6mが確保されている区間でございまして、あの物件について改めてまた南へ拡幅していくという予定は、今現在のところしておりませんので、ご理解をお願いいたします。

委員長 他にございませんか。 辻委員。

辻委員 以前からもう買収済んでるところで、電柱1本だけ、北口の手前で、歩道に電柱かな、真ん中へ立って、なんかちょっとこう危険なような感じもしますねんけども、その辺の撤去をいつ頃されるのか。あの辺は電柱はそのままか、撤去されるのか。なんかこう対策されるのかな。

都市整備課長 今回、用地の契約をさせていただいたことによりまして、今すぐ電柱も含めてということではございませんけども、今後、あの通りをですね、

一定、歩車分離をした形です、東側のほう整理していく際にですね、電柱のほうも東側のほうの隅のほうといいますか、そういったところに移設を考えているところでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。以上で、継続審査を終わらせていただきます。

次に、２．９月定例議会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

(１) 町道認定について、理事者の説明を求めます。 川端建設課長。

建設課長 それでは、９月定例議会に上程を予定しています、町道認定につきまして、お配りしております資料２によりまして説明させていただきます。

今回の町道認定路線につきましては、開発道路の帰属による路線の２路線の認定をお願いするものです。お手元の資料につきましては、１枚目は認定路線の一覧表、２枚目は管内図に２路線の位置を示しています。また、３枚目、４枚目はそれぞれの認定予定路線の概要を１路線ごとに示しております。

それでは、整理番号順に各路線の説明等させていただきます。

整理番号１番、町道４０６１号線でございます。３枚目の管内図をご覧くださいませでしょうか、斑鳩町龍田南４丁目５０９番１先を起点といたしまして、同所４９５番２５先を終点といたします、延長１５１．３ｍ、最大幅員１３．１ｍ、最少幅員４．０ｍで、都市計画法第２９条によります開発道路として斑鳩町に帰属を受けた道路でございます。

次に、整理番号２番、町道４０６２号線でございます。４枚目の管内図をご覧くださいませでしょうか。斑鳩町服部２丁目１０９番１２先を起点といたしまして、同所１０９番１８先を終点といたします、延長１

0 1. 4 m、最大幅員 1 7. 5 m、最少幅員 6. 0 mで、都市計画法第 2 9 条によります開発道路として斑鳩町に帰属を受けた道路でございます。

以上 2 路線を、9 月定例議会に上程しております町道認定に付すべき路線 2 路線の説明とさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。

小野委員。

小野委員

ちょっと教えてほしいねんけど。整理番号 1 のところで、開発道路ということで、その中で幅員が最小 4 m という場所、開発行為では最小 6 m っていう、そのようにイメージしているんやけどね。これ、なんか特別に 4 m のところがあるのか。どうしてもこれは、開発でも、もちろん開発行為で認められた道やと思うんですがね。4 m でオーケーやっ出てくるんやと思うんやけど、なんか特別なものがあるのか、ちょっと教えてください。その最小の 4 m でどれぐらいの延長があるのか、ちょっと教えてください。

建設課長

今、4 0 6 1 号線の予定の一番北側になりますのかな、その部分、一応、龍田南 4 丁目って書いてますその下に、以前開発されている場所があります。そこに接続するべく、もう早期に一部町有地で帰属受けたところあります。里道とあわせて 4 m で受けておりますんで、今まで町有地という形で持っておりますんけど、そこを今の開発とつなぎあげますと、要は 4 0 2 8 号線ってしておりますねんけど、そことつながっていくという形になりますんで、その部分を追加して認定をしております。

小野委員

町道認定では 4 m 以上あったらまあ一応オーケーという形で、まあいうたら別に問題ないねんけどね、認定については。開発の時には、そこ

の部分は開発の区域じゃなかったと、そう思ったらよろしいかね。

それとね、どうなんですかね。イメージ的に6 mでずっときて、その、その既設の認定道路のところは4 mに、まあ狭まっているという。それは延長どれぐらいありますか。

よろしいですわ。課長、いいわ。

6 mの道路で急に狭くなっている部分があるということで、なんとかそこも6 mにできなかつたのかなということもあるんですがね。それはまあ地形的に無理だったということでよろしいですかね。

建設課長 一応、西側はもう池の堤となってますし、東側は住宅が建ち並んでいる状態で、受けておりましたんで、拡幅はちょっと無理です。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(2) 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、また、次の(3) 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)は、関連するものですので、一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。 川端建設課長。

建設課長 それでは、9月定例会提出予定議案の(2)及び(3)につきまして、一括にご説明申し上げます。

まず、(2)の議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)でございます。5月の委員会においてご報告いたしました、斑鳩町龍田西2丁目、チサンマンションⅡ番館前の町道548号線で、小学校6年生の児童が怪我をされました。その方の治療が終わり、完治されたことから、示談交渉を行い、7月10日にご示談

が成立し、損害賠償額が決定いたしましたので、ご報告させていただく
ものであります。ご理解いただきますようお願いいたします。

資料3をご覧くださいと思います。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

建設課長

この事故の内容でございますが、平成25年4月27日午後4時頃、
当該マンション前の水路にかかっているグレーチング蓋とコンクリート
蓋の隙間に、サンダルつま先が入り、転倒して、足を怪我したという
事故でありました。

今回、この事故によります、松本様の補償代金といたしまして、2万
4,199円の賠償を行うことで、7月10日に示談が成立いたしました
ので、同日付けで専決処分させていただいたものであります。

続きまして、(3)議会の委任による町長専決処分の報告について(平
成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)でございます。

資料4をご覧くださいと思います。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

建設課長

この補正予算につきましては、先ほどご説明させていただきました損
害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2万
5千円を追加し、歳入歳出それぞれ83億6,042万5千円とするも
のであります。

内容につきましては、資料の予算に関する説明書に基づきまして朗読
させていただきます。

補正予算書の5ページをご覧くださいませでしょうか。

歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第
6節雑入につき、総合賠償補償保険金といたしまして、2万5千円を増
額補正をするものでございます。

続きまして、6ページの歳出では、第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、第22節補償補填及び賠償金に2万5千円を増額補正するものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきますでしょうか。

(予算書朗読)

建設課長 以上で説明を終わります。なお、(2)及び(3)の2議案につきましては、9月の定例議会でご報告させていただく予定をしておりますので、よろしくご了承いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。
中川委員。

中川委員 グレーチングの隙間につま先を挟まれて、転倒して怪我されたということで、その箇所についてはもう何か対処されはったんかな。今後そのような怪我のないようにしはったんかな。

建設課長 その場所につきましては早急に修繕して、その周辺も一応チェックをして確認しております。

委員長 他にございませんでしょうか。 小野委員。

小野委員 今の委員からの質問なんですけどね、この事件が起きたときにもいろいろ皆から質問があったし、再発防止についていろいろ検討しているということは聞いたんですけどね。そのイメージ的にあまり瑕疵があったという形も、もちろん当然瑕疵があったから事故が起きたんやろうけど、たくさんそういう場所もあるのと違うかなという心配しているわけですね。今、課長がその周辺をチェックしたということですがね。事故が起きるような感じでもなかったんじゃないかなと、私は思うんです。だか

ら事故が起きてるんやと、逆にね。もっと大きなグレーチングと側溝との間に隙間があったら、それはもう皆もっと早く気付いて、また子どもらもそこで足を踏み外すということはまずはないと思うんです。だから、事故が起きないだろうというような、目視だけではそういう感じの場所はたくさんあると思うんですけどね。その点についてはどのように考えておられるのかね。

建設課長 確かに現状は目視でもパトロール回っております。5月の委員会で報告したように隙間もそんな大きくない、見ても安全であろうというような感じで、目視をしてあったと思います。そういう状況です。今後、このような隙間、小さい隙間でも怪我されるということもありますんで、今後、具体的にどういようにパトロールしていくかというのが難しいところもあります。まあ、広範囲になりますんで、それらについてもちよつと区域を区切って順番にやっていったりという形で、できるだけ詳細なチェックをしていきたいなとは思っています。ただし、それでも事故が起きる可能性もありますので、その点につきましてはまだ今後の課題と言いますか、そういう、どうしていくかということも考えていかんなんのかなとは思っています。以上です。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 以上、9月定例議会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、(1)平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の報告を求めます。 藤川都市建設部長。

都市建設 それでは、各課報告事項(1)平成25年度斑鳩町一般会計補正予

部長

算（第6号）につきまして、報告をさせていただきます。

お手元の資料5をご覧くださいと思います。まず、表面をご覧くださいと思います。

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管に関することについて説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますけれども、第14款国庫支出金では、土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金61万2千円と、第15款県支出金で、土木費県補助金の既存木造住宅耐震診断支援事業補助金で5万6千円、さらに、既存木造住宅耐震改修支援事業費補助金で25万円の追加補正をお願いするものでございます。これらは、耐震診断等支援で5件、それから、耐震改修支援事業で2件の追加助成を行うことに伴う増額補正でございます。

なお、農林水産業費県補助金では、震災対策農業水利施設整備事業補助金で200万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、いかるが溜池の耐震性に関する調査を行なうことに伴います増額補正でございます。

次に、第17款寄付金では、都市計画費寄附金といたしまして、自然環境の保全と活用及び風景・景観の形成にと3万円を、また、農林水産業費寄附金といたしまして、農家への取り組みに1万円のご寄付をいただいているところでございます。

続きまして、裏面をご覧くださいと思います。

歳出でございます。

まず、第5款農林水産業費では、土地改良事業費で震災対策農業水利施設の整備としていかるが溜池の耐震性の調査を実施することといたしまして、200万円の増額補正をお願いする予定でございます。

次に、第6款商工費では、商業振興費で商工会に対する支援といたしまして、商工会が発行するプレミアム商品券に対する補助金15万円の増額補正をお願いすることといたしております。

次に、第7款土木費、都市計画総務費では、既存木造住宅の耐震診断および耐震改修への支援事業につきまして、予定しておりました募集件

数以上の応募がございましたことから、耐震診断で5件、耐震改修で2件の追加助成を行うこととし、既存木造住宅耐震診断の支援として22万5千円、既存木造住宅耐震改修の支援といたしまして100万円の増額補正をお願いする予定でございます。

以上が、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。
木澤委員。

木澤委員 商工会に対するこのプレミアム商品券発行補助金ですね、これ、以前に商工会のほうからも商品券を発行されていたことがあったのかなと思うんですけども、それとはまた違う新たな取り組みなんですかね。

委員長 清水観光産業課長。

観光産業課長 この取り組みは、以前、今の商工会に聞いてもわからんぐらいの時期に一遍あったということだけ聞いております。その中で、今回ですけども、これ7月17日でうちの商工会が奈良県プレミアム商品券支援事業の採択を受けました。その中で、プレミアム商品券を発行するという中で、ちょっと説明させていただきますと、発行総額が1,650万円あります。そのうち、プレミアム部分が10%の150万円。その中で、150万円の内訳といたしましては、県からが2分の1の75万円と、そして商工会自身が150万円の20%分の30万円、そして、今、募集しております取扱事業所が20%の30万円、そして、今回補正に上げさせていただきました町が150万円の10%の15万円ということで、今回補正を組ませていただきました。

木澤委員 これなんか採択されたって言ってはりましたけども、なんか国の事業の中でこういうのがあって、その効果的なものとしてはどういう効果を

見込んで採択という。

観光産業
課長 商工の振興、地域の振興という中で、当然利益が出てくると思います。その中で、今年が、奈良県では4箇所が手を挙げて採択されております。斑鳩町と十津川村と天理市と香芝市の4件になります。

木澤委員 そしたらまたこの今後の活用については、商工会さんのほうでいろいろどういう使い方されるかということについても、また。以前に敬老会の景品とかなんかにもいろいろ使ってはったかなと思いましたが、それはここで別に関係ないんで、また、今後ちょっと確認させてもらおうと思います。

あと、耐震のほうですけども、予定以上の申し込みがあったということですが、まあ非常にいいことだなというふうに思うんですが、これ、当初何件予定してて、今現在どういうふうになっているんでしょうか。

委員長 井上都市整備課長。

都市整備
課長 耐震診断のほうは、当初20件の募集をしております、それに応募が超過いたしまして、今現在、耐震診断のほうを受けていただく意旨があるという方が5名ということで、5件。耐震改修のほうなんですけれども、これは当初6件ありましたけれども、これも当初8件ほど要望があったんですけれども、その中で2件の補正をお願いするという形になります。

木澤委員 予定を超えての申し込みに対して、こういうふうに補正も組んで対応していただく分については、非常にええことやというふうに思うんですけども、去年なんかでしたら、予定してた分もいってなかったかなというふうに思うんですが、なかなか、震災後の状況で耐震が必要やという認識はお持ちなんですけども、申し込んでいただける状況があまりまあ芳しくない中で、今回こういうふうに申し込みがふえたというのは、ど

ういうふうに分析されているんですか。

都市整備
課長　　まず、我々としまして、やはりこれは周知をしていく必要があると
いうふうに考えておりました、去年からなんですけども、去年、今年と
いうことで、耐震診断に関する住民フォーラムを開催させていただきました。
その中で個別相談等もさせていただく中で、その意識の高まりと
いいますか、相談をさせてもらったりする中で、改修等についてはそれ
らを受けてですね、やっぱり改修していかなければならないという意識
の高まりが一つの要因かなというふうには考えております。

木澤委員　　そしたら住民フォーラムに参加された方で申し込みがあったというこ
とで理解してよろしいですか。

都市整備
課長　　ちょっと人数まではあれなんですけども、当然、耐震化フォーラムに
参加された方もいただいておりますし、一般の、まあ広報で募集させて
いただいていますんで、そういうところで応募があったという方もおられ
ます。

木澤委員　　計画も立てて耐震化を進めていこうという中で、なかなか進んできま
せんけど、町のほうでもそういうふうに努力していただいて、周知して
いただいて、一定まあこういう結果がでてきているのかなということにつ
いては、評価させていただきたいと思います。今後とも、周知のほうよろ
しくお願いいたします。

委員長　　他にございますか。　小野委員。

小野委員　　商工会のプレミアム商品券発行事業ということなんですがね、まあ今、
課長が、今の職員というかメンバーではわからないぐらい前という、私
はもう明確に知っておるんですよ。これも事業としてやりかけて、補助
金を出してくれた。だけど、そう効果が上がらないということで、その

中で、県から出向してきた仲助役の時代やったと思うんですけども、これを停止、やめるということで。私はもちろんその時は商工会の会員だったし、会長からも要請を受けて、予算のときにもしつかりともの言うた。その時の町のあれとしては、もうその事業の補助金は、もう確立できたものだから、もう補助金は出す必要はないという判断で、初めは予算からは削除していた。だけど、いろいろ話をして、町長が、いや、もうちょっとそれならやりましょうと。だけど、やったところがそんなに効果ないし、商工業者も、もういいということになってしまって、この事業は終わったんです。仲助役ということは、どのぐらいや、平成8、9年。だから、まだ最近なんですよ。それと今、課長からの説明では、どうもこれはプレミアム商品券の事業をするということを斑鳩の商工会が手を挙げたというんですか、ヒアリングそうして出してきた。それが採択になったから、町としても補助金出したってくれとなってくるんやと思う。これね、どんな経緯でこうしてきたんかというね、15万。15万やね、これ。たぶんね、当時も商品券の発行する金額を補助したってくれたらどうやと、それから、このプレミアム商品券というのは、結局コストダウンして、その人らが補助金を出してくるとい、商工業者にとっては、やはりつらいものがあるんです。これを出してもやはりこっちで買ってもらわれないという、ものすごいジレンマに落ちいって、商工会としては補助金も出ないということだから中止したい、私はそのように思ってます。だからね、今の職員とか理事連中が知らない時代のことやということは、私はそれは勉強不足だと思うし、やはり、担当課としてはそこらの時の経緯、8年といったら何年前、17年。せやから、その時にいろいろ議論したり、いろいろやったことをね、やっぱり掘り下げて調査せなあかんと思うんです。採択になったから出してくるんやというのは、私はちょっと説明としてはまずいなと思ってます。副町長どうなんですか。そんなんでも出してくるもんですか。

委員長

池田副町長。

副町長

まず、これにつきまして、昨今、商工会の衰退が言われております。そうした中で、県のほうでもプレミアム商品券を推進してこられております。そうした中で、以前でしたら、プレミアム商品券を出す場合、商工会だけで出す場合と、それと、いや、商工会だけではやっぱり商工会の負担が多いということで、町も半分補助しますよ、10%のプレミアつけた時に5%、5%。商工会5%、町も5%出しておりました。以前の時には、商工会さんのほうから、もうその5%が大変に非常に負担になるんやと。そして買い物に行くかて、あの時、ジャスコがありましたんで、ほとんど大型店舗で使われるということもございました。そうした中で、ずっと発行してない状況でありましたけども、先ほど申し上げましたように、やはり奈良県の商工が、各町がやはりどうしても売り上げが伸びてこないということで、県の補助金、プレミア分の半分は県5%、半分は出しますよということになりました。そしたら半分出してもらえるんだったら、商工会としてもどうしようとかという議論を進めてこられまして、そしたら一度やってみようということで、手を挙げたわけでございます。そしたら今、商工会も数が減る中ではございますけども、商工会もやはりまた再度5%出されますので、そしたらその内の2%、5%のうちの2%ですね、2%は一遍町でもやっぱり補助して、やはりそのプレミアム商品券の動向を見ていこうということで、補正を出させていただきまして、経緯がありますんで、そこらをご理解いただきますようによろしくをお願いをしたいと思います。

小野委員

私はね、商工会がね、私はまあ4月に商工会を退会しました。長いあいだ、20何年、30年近く商工会に入っていましたけれど辞めました。だけど、そのね、商工会がそうしてポジティブに考えていってくれる、このことに対しては私は評価してるんです。だけど、その補助金を出すという、その監督してると言うんですか、担当している課長がね、どういうあれでか、以前にあったんやけどとか、そういうような発言をね、この議会でするということが、私はどうかなと。やはりその時のことをしっかりともう1度チェックして、それでやはりポジティブに商工業者

がそうして手を挙げてきたと、だから町としても補助を出す、そういう組み立てだったらいいんですがね。どういう経緯でやめてあったんか、どういうことで今までやったかがわからない時代のことですとかいうような当初のその説明が、私は不満なんですよ。だから、何も商工会がこういうことをするのがおかしいとかね、私としてはもうぜひやってほしい。先ほどもちょっと触れましたけど、もうこの制度が確立してきたものだから補助金はカットしますということを打ち出された時に、私は仲助役にくってかかったんですね。できてないやんかということで、せんどやったんです。それでもう町長が、いやもう補助金出しますと。それでやってきても、やはり、今、副町長が言うふしで、なかなか地元のこの商工業会にはメリットって言うんですか、いうような、還元されにくい、そしたらもうやめようかなということでやめた。だけどまたそれらのことでやろうとしてこられることに対して、私は何もクレームつけてるんじゃないんですよ。それで、それらの経緯を踏んできて、そして今、手を挙げてくれた。その時分から、やろうやという、もっとやっていこうということも、私は商工会員としてもいろいろ事務局とも話をしたんです。だけど、もうしんどい、今、副町長言うふしです。それで当時もう断念したんです。だけど、そうして今、そうしてまたやろうと、活性化図っていこうとされていることに対しては、私はもう諸手を挙げて賛成するんやけども。だから、それに対して補助金はもっと出したってほしいと、その時の経緯を踏まえて出したってほしいとか、そういうことも言いたいほうなんです。最初のこの説明で担当課長がそういうことを言うというのは、私はもう残念でしょうがないから言うんです。そういうことだけ委員会では残しておきたいと思います。以上です。

委員長 他にございませんでしょうか。 辻委員。

辻委員 これ、加入業者というのは、加入団体というのか、今、商工会の会員、たぶん400、300ほどいはるんかな。その辺で何割ぐらい、今の時点で加入。このプレミアム商品券買ったら、1万だったら1万1千円あ

りますよと、前のちょっと商品券とちゃうような感じで、消費者に1割得みたいな感じになりますよってに、それは恐らくよく売れるのかなと思います。今度買っても買うところが決まって。どこの店舗でもいけるのか、その辺。この加入されている業者しかあかんのか、その辺ちょっと詳しく説明お願いしたいと思います。

委員長 清水観光産業課長。

観光産業課長 今現在、商工会員は418名ございます。その中で、商工会の総代会を通じて8月1日から申し込み、申請用紙ですね、それを各会員さんに配布されました。その中で8月1日から締め切りが今月の8月31日という中で、きのう現在、今、申し込み受けておるのは13件でございます。まあ、あと10日間ございます。その中でふえるということは聞いております。

辻委員 これ、券買っても13件しか使えへんということ。

観光産業課長 今、現在ですよ。締め切りが8月31日と。それで、もしまだ、多ければ多いほど当然斑鳩町の商工会の活性化になる中で、全ての、飲食業に限らず、小売業に限らず、建築業とか全てを対象にしておりますので、その中で、もし少なかったら、2次募集が9月の13日までかけるということ聞いております。

辻委員 できるだけ加入者増やしてもらわんことには、せっかく買っても、これ期限ありますやろ、多分これ期限、こんなはずっとそのまま一生使えるのと違って、たぶん何か月か期限切りのプレミアム券になるんですよ。そこら辺、できるだけ町が商工会のほうに、加入を促進するようにという格好で言ってもらったら、お願いしたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(2) 不動産登記法第14条第1項地図作成作業の実施について、理事者の報告を求めます。 川端建設課長。

建設課長 それでは、不動産登記法第14条第1項地図作成作業の実施についてのご説明をさせていただきます。まず、不動産登記法第14条第1項に定める地図とはどういう地図かということで、ご説明申しあげます。

住民の皆さまの大切な財産である土地は、一筆ごとにその所在、地番、地目、地積、所有者等を登記することによって、財産の保全と取引の安全が図られます。しかし、登記記録だけでは、その土地がどこにあるか分かりません。そこで、法務局の登記所、法務局には、その土地の区画及び地番を明確に示し、現地を復元できる地図を備え付けるものとされています。これが、不動産登記法第14条第1項の規定する地図であります。また、同条第4項では、その地図が備え付けられるまでの間、これに代えて地図に準ずる図面を備え付けると規定されています。この図面が一般的に公図と言われるものであります。

しかし、現在、法務局に備え付けられている地図、公図の多くは、明治初期に作成された地図を基にしておりますので、その中には、宅地開発等により地図と現況が大きく異なっている地域があります。そのため、当該地域の不動産取引、公共事業の実施等に問題が生じる地域がある野が現状です。

この現状を是正するため、法務局では、都市部において、地図と現況が大きく異なっているいわゆる地積混乱地域について、順次不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業を実施されているところでございます。

斑鳩町では、平成21年頃より、資料6にお示ししている龍田西3丁目、6丁目、8丁目及び龍田北1丁目地区において、不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業の実施を、奈良地方法務局へ要望し

て参りました。このたび、平成25年度、26年度の2か年により実施されることが決まったところです。

作成業務につきましては、奈良地方法務局において、先月実施に当たる業者の選定、入札が執行され、社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が受注されました。今後、各種調査を行うなどの準備作業、また、基準点測量、住民説明会、一筆地調査、立会いですね、それから一筆地測量などを経て、この地区の地図完成に向けて作業が進められているところです。斑鳩町といたしましても、この作業がスムーズに実施されるよう、積極的に協力していきたいと考えているところです。

以上が不動産登記法第14条第1項地図の作成作業の実施についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。
辻委員。

辻委員 今、これ2箇所ということで要望されたということですが、これ、もうちょっと、駅前の興留5丁目とか、阿波2丁目、1丁目、あの辺がもっと混乱したるような気もするねんけども、その辺はこれ何で対象に外されたんか、その辺の経緯わかりますか。なんかいろいろ基準があったらそれがかまへんねんけども。別にこれがあかんということではなしに。例えばこの龍田西8丁目とかやったら、これ国道のところでも混乱したると聞いてますし、興留5丁目とかあの辺で、当時分筆、土地家屋調査士されたところはなかなかこう混乱したるところあります。その辺をこう対象に外されてくると、また今後要望されるのかと、それもあわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 池田副町長。

副町長 6月の一般質問の中でもお答えしておりますけども、まず、龍田西につきまして、いかるがパークウェイの関係がございます。いかるがパー

クウェイ西へ進んでまいりますと、国道25号と交差します。あの辺が非常に地籍混乱となっておりますので、その解消しないと、売買契約できませんので、そういうことがございます。そして、錦ヶ丘につきましても、以前より混乱地、もう一番当初の団地開発で非常に混乱地となっております。あと、阿波、興留もございますけれども、今現在の3ha以上ということで、この2箇所、近接しており、特に、龍田西と錦ヶ丘、近接しているところでまず3haを取らせていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。なお、今後につきましても、当然それに引き続いて、ほかの混乱地でも要望はしていきたいと考えております。

辻委員 あと、もう1点だけ。これ龍田西8丁目、幸進町のところやったら、例えば道路と宅地と一緒にになって、出し合い道路みたいになってますやん。ジャスコの裏の団地のところやったら。例えば道路と一緒に売ってる。例えば第一地所も一緒ですけど、道路と一緒に所有されてます。これ、この時にその道路部分と、こういうふうにかう、それはもう難しいのかな。道路部分と分けて登記できるとかようありますけども、その辺はもう、確定するだけで。その辺。

副町長 里道、水路が例えば付け変わっておる場合とか、あつたらもうできると思いますけども、個人の場合、ここだけと違いますよね、ほかにも第一地所もありますけども。自分のところ、宅地が例えばこれで200平米ありますよと。隣りも200平米、その中に出し合い道路、これを道路としてやること自体はやっぱり、権利も発生しますんで、非常に。これはもうできないように思います。今、僕、法務局ではないんで、はっきりもしできない、できるとなったら怒られますんで、常識的にはできない、そういうふうなこと。ここへ町道が発生しますんで、分筆して。ちょっと、非常に、できないと思います。

辻委員 多分これ、所有者の、所有権主張されるさかい無理やと思いますけど

も、できたらそういうことも、今せっかく地籍測量されるねんから、頭に入れながらまた調査をお願いしたいと思います。以上です。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(3) 観月祭の開催について、理事者の報告を求めます。 清水観光産業課長。

観光産業
課長 それでは、観月祭の開催について、報告させていただきます。
毎年、9月22日に薪能として開催しており、今年で第20回目となります。

今年度につきましては、9月22日の日曜日に開催することで、準備をただいま進めているところでございます。

お手元にお配りしております開催チラシによりまして、簡単に説明させていただきます。

開催場所は上宮遺跡公園で、時間につきましては、午後6時30分に開演をし、約2時間ほどの公演の予定でございます。

今年の演目であります。能楽は船弁慶、狂言が二九十八、仕舞が氷室と天鼓となっております。

入場料は、前売券が1,000円、当日券が1,500円となっております。また、例年どおり、JR法隆寺駅南口より無料のシャトルバスを運行いたします。

以上、簡単でございますが、太子ロマン斑鳩の里観月祭の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。
中川委員。

中川委員 部長会、課長会、各課ごとに割り当てはしませんようお願いをしておきたいと思います。また、次の定期監査で販売先を見せていただきます。

委員長 他、ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、他に、理事者側から何か報告しておくことがあれば、お受けをいたします。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお受けをいたします。 木田委員。

木田委員 盆休みの間やったと思いますねんけども、高安寄りの米寿橋の東詰の歩道のところでですね、水道業者が漏水かなにかのなにしてくれて、盆の休み中にしてくれてはってんけども、なんかきょう下のほう降りていたら、まだ水出とるねんけど、あれは一旦そういう材料がなかったよって、中止してなにしてはんのかでんな。もうこれ盆過ぎてもう大分なるねんけども。そのまままだ出たるような状態で、その代わり歩道やねんけど、舗装復旧してないから、まあもう一遍しはるんやと思うねんけど、それいつ頃になるのかね。やっぱりあないして漏らしたままで放っておいたら、やっぱり路盤のほうかて、県道ちゅうんですか、あの部分は町道になるのか知らんけど、その部分について、また路盤沈下したりとかいうことになったら大変な事故につながると思うんで、それ早急にやっぱりやってもらわないかんと思うねんけど、あれはなんで今、盆になにしたのに、そのまままだ復旧作業に入ってこんのか、その点につ

いてですね、できるだけ早急にやってもらいたいと思いますねんけど、
どういうふうになっているのかね。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道 今、ご指摘いただきました箇所につきましては、8月14日の日に、
部長 事案が発覚いたしましたして、掘った中で鋼管という特殊な古い状況の管を
採用されておりました。そうしたことから、特殊な材料を発注するとい
ったことになりましたので、盆明け、今日あたりに再度、材料の入荷状
況を確認する状況でございますが、できる限り早く補修すると。全体、
応急的に補修をしておりますので、漏水の状況は絞っております。当初
の漏水状態から絞った状態で今、水抜けるような態勢をとったというこ
とでご理解いただきたいと思います。補修につきましては、至急に補修
するということで、ご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。 小野委員。

小野委員 6月の一般質問の中で、三代川沿いでなんか、のり方というんですか
ね、提塘敷ののり方ね、それとそこ地上げしてあるという、そこ占用部
分、占用区間を増やすとか、町道、その提塘右岸側ですが、その三代川
の右岸側ですが、認定道路です。その認定の幅員とか、それらがいろい
ろあるのか、占用区間を、占用幅、占用区間ということできちっと処理
が、郡山土木に出て、この部分を、提塘敷占用している、それで認定す
ると、そういう具合にきちっとなっているのかどうかということも、あ
まりわからないというような感じで、今後その舗装に向けてそういうこ
とで占用区間を増やすというように、とかいろいろやっているというよ
うなことも聞かせてもらっていたんですけど。その後どのようにされて
いるんですかね、その区間については。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 ただいまご指摘いただいております、6月の一般質問でご質問いただき
部長 きました部分でございますけれども、その後ですね、県ともう立会いを
いたしまして、占用の手続き等を進めていくということで、もう進めて
まいってきております。なおかつ、当該部分の道路、6m計画道路でも
ございますので、そういったところまできちっとできないかといったと
ころを、事業者の方とも今相談をさせていただいて、最終、当時は水溜
りができるので舗装をして、こういうふうなことを最終目標にしており
ましたけれども、その土地の整理もあわせてですね、路面の整備を
やっていきたいということで、今現在調整をさせていただいているとい
う状況でございます。

小野委員 ちょうどあれ、今の地上げされたところの北のほうで、三代川の東側
マンションを建てる時に、多分その占用部分、占用申請をして回りや
すいようにしている。一帯、舗装してあるところは、民間の方が占用を
されてああいうことをされているんだと思いますけどね。今、部長、6
mの計画道路があると。河川のほうから、今の明示の幅がね、6mなの
か、6mより切れるからそれに隣接する業者の方、開発業者の方とも協
議しているということで。どういう解釈したらええのかな。その方にも
占用をはずしてもらってね、町が占用するとかね。その先がどうなっ
ているのかちょっとわからないけど、多分、その先6mでいけば、そこま
でいけば完全にいけるんじゃないかなと思うねんけどね。6mという感
覚が、私は、あまり6m道路のところないのでね、わからないんですが
ね。6m道路ということで、そうしてやっていくということに対しては、
開発業者の方にね、6m道路があればもっと広範囲にちゅうんですか、
開発もようになってくると思いますんでね。それは積極的に働きかけて。
どちらにもお願いしたいのはね、手戻りのないように早急にそのほうに
向かってきちっと。6月議会で提案されているんです。だから、もうす
ぐに動いてもらいたいと、そのように思います。できるだけ速やかに動
いてほしいなと思います。

それとね、先ほど同僚委員がJRの法隆寺駅周辺で、今の対象の土地の東側の元ストアですか、更地になっているところ。その委員さん、どういう意味なんかは知りませんねけど、やはり更地とかでちょっと置いてあるところについてはね、6m道路で確保できてるかなんかどうがちよっとそれも知らないんですけどね。できるだけ、まあ6mあるんだと。せやけど6mの道路があってもね、本来歩道なんですよ。そして更地にまだなっている時に、後の計画のこともあるんだらうと思いますけど、そういうところは早くまたいろいろ話をね、持って行くことが、その土地の、住民のために取得する土地というかね、用途、必要だと思います。

同じくこれ、以前同僚議員がおっしゃってたけどね、龍田の吉田寺行くところのね、ミラクルですか。そこも今営業してない。だから、吉田寺へ曲がるのに、バスが入っていくのにえらい苦労してるから、早く一応話をしに言ってほしいというふうに提案しておられてね、それで町長も、話ししに行くというようなことをね、答弁されてたと思うんです。それらについてはその後どういう状況になっているのかね。答弁だけはしているけど、ぜんぜんまだ行ってないとか、やはり交渉ごとですから、まあ用地課でもあって、専門のそうして走ればよろしいんですけどね、事業もいろいろせんなんしね、職員も少ないので申し訳ないと思うけど。やはり議会からそういう提案をされて、ある程度の一定の答弁がなされてますので、全然だめなんやと言っておられるんやったらそうかなと思うけど、やっぱり行ってみましょうということの答弁、それこそ委員長が一定の答弁をいただいたということで、本会議で報告しているんやからね。やはりそらもう継続してやってもらいたい。それと、それらの経過は、やはり担当の委員会で、各課報告ちゅうんで、それらのことも、やはり提案してるんですから報告してもらいたいなと、そのように思うんですが、どうなんですかね。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 申し訳ございません。ただ今ご指摘いただきましたように、以前にこ

部長 の委員会でご指摘をいただいて、その後、用地のほうにご協力をいただきに上がるということの答弁をさせていただいた後にですね、報告をさせていただいてなかったのは申し訳ございませんでした。実は、その後ですね、ミラクルさんのところですけども、所有者の方にあたりまして、まず一旦、ちょっと、断られました。しかしながら、その後もちょっと話をしている中で、今、一応話は聞いていただいていることは聞いていただいているような状況ではございますが、まだ具体的にですね、協力いただけるというところまでは至っておりませんが、その状況で、ちょっと話は切れないようにですね、なっている状況まではたどり着けたというところでございます。

小野委員 あれは何号線、5号線、駅前の対象地の東側の更地については、なんら交渉はしてない、交渉というか、なんら計画はない。

委員長 池田副町長。

副町長 まず、今、1件、残存物件1件がございました。その物件と、隣の今更地にされた所有者がございます。これは当然別々です。今、所有者、調停をされて解決されて、建物の撤去をされました。そういう状況で、今現在町が道路として買った土地の残地についても、この方の利用形態がございます。相手方も、その東側も、自分の土地を活用しようと思ってお互いに調停で解決された状況ですので、そういう状況の物件をすぐに歩道というのは非常に難しいです。自分が地権者になれば、やはり個人の財産ですので気持ちはわかりますけども、非常にそういう状況で、すみません、こっち協力いただいてせつかく更地された、こっちも非常に行きにくい状況でありますので、そこらはちょっとご理解をいただきたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。 木田委員。

木田委員　もう1件、私も一般質問させてもらった中でですね、高安の斑鳩高校まで行く歩道についてでんな、今現在どういうふうになっているのかでんな、2件の地権者があると思いますねんけど、その話がどのように進んでおるのかね、その辺のところもう一度、今現在のところ聞かせてもらいたいと思います。

委員長　川端建設課長。

建設課長　高安の歩道、約30、40mほどありますねんけど、今、その周辺地権者の方には話はもう終わりました、今、立会いを進めるべく、今、調整をしております。立会いを終わりましたら図面を作成して一応県、河川ですので、その協議も入っていきたいと思います。年度内には完成に向けて進めていく考えでおりますので、その点よろしくをお願いします。

木田委員　そんだけ努力してくれてはったら、それで何も申すことございませんねけども、とにかくあそこだけ残っているからね、それをちゃんと早いことやっていただきたいとお願いしておきます。

委員長　小野委員。

小野委員　先ほどの14条の地図のことで、ちょっと答弁しにくいというようなことでもあるのか、副町長がおっしゃってましたけども、2人の方から質問があったということ。また、この事業を落札したのが私どもの公嘱協会ですので、私も関与してますので。いろいろあると思いますが、0.3㎥以上というように答弁されたんやけど、0.3㎥ぐらいというもんでね。当初やはり要望としては、辻委員がおっしゃったように、興留5丁目、阿波2丁目いろいろな事件がありましたので、それらのことも。そこと錦ヶ丘。錦ヶ丘については、龍田北1丁目なんですけど、いろいろ転売かかっていくときに紛争がおきる。ここと抱き合わせということで、要望書をつくって出しました。せやけど、法務局の、執行する側として

みたら、この龍田西8丁目とか、西の山、夕陽ヶ丘の地区。といいますのは、その要望出していった時分にちょうど三室、三郷町の三室のほうを14条で整備してきたと、そういう経緯があるので、できたら興留、それわかるけど、こちらのほうと、この抱き合わせで0.3km²、それ以上のものはあまり向こうは予算的なことがあってできないということでこれに決定したということで、そういう経緯がある。

それと、辻委員がおっしゃっているような出し合い道路も、どうするかということは、それは法務局サイドでもいろいろ事業主体で検討していかれると思うので、できたらまた町へ協議をしてくると思いますので、ここの委員会で報告してもらってますから、副町長のほうからも、担当も建設課ということでお聞きしてますので、法務局からそういうことの処理の仕方について、議会からもそういう要望があるのでできるだけ、地目のことについても地図整理していく、分筆をして、それでそこに地番をつけて、まあ権利を動かす動かさんは次の問題やけど。そういう地図を、今の現実の地図を作っていくのが目的ですから、私は可能ではないかなと思いますそれら町としてもね、議会のほうからもそういう要望があると、実施やっていく時に是非やってもらいたいということも協議してもらいたいなど、そのようにお願いしたいと思うんです。

委員長 池田副町長。

副町長 境界からの移行については、お願いというより、こういう意見がありましたということは申し上げます。ただ、非常に難しいと思いますのはね、それを道路にした時に、例えばそこに抵当権とか入っておった場合に、その部分を抜く作業も必要になってくるはずなんです。というのは、面積変わりますんで。これは非常に難しい面があります。それだけのご理解をやっぱりいただきたいと思います。単に、はい、この道、ここに道ありますから割るということにはやっぱりならない。それ以外の権利もついてきておりますんで。ただ、こういう意見があったということは申し上げます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長に一任いただき
たいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり、副町長の挨拶をお受けいたします。
池田副町長。

副町長 (副町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会といたします。ご苦労さ
ま
でございました。

(午前10時27分 閉会)